

2016年2月15日

第2号

## NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

t e l : 0 7 4 2 - 2 6 - 2 4 5 7

事務局：平川 邦昭(090-8938-1135)

### 1. 裁判傍聴

奈良地方裁判所での第1回の口頭弁論が3月4日(金)10時に行われます。

6人の弁護団が、われわれの主張を繰り広げます。多くの方々の傍聴をお願いします。

・場所 奈良地方裁判所 201号法廷(2階)

・時間 9時30分集合～10時30分終了

(奈良地方裁判所は、近鉄奈良駅1番出口から東へ約200mにあります。)

### 2. 裁判支援カンパ

カンパ総額(弁護士費用)の目標を“50万円ないし100万円”とし、昨年12月下旬以降、奈良の会の会員、各地のNHK問題を考える会のメンバー、県内の関係団体や個人に支援を依頼して参りました。目標としております第1段階の50万円には、多くの方々のご支援により、お蔭様で手の届くところに到達しつつあります。

ご寄附いただきました皆様にお礼を申し上げます。最終目標額100万円達成に向け、引き続きカンパ活動を継続します。よろしくお願い申し上げます。

郵貯銀行への振込み

①振込者が郵貯口座を持っている場合 (口座間振込につき振込料金不要)

記号入力 009905

番号入力 331216

②振込者が郵貯口座を持っていない場合(振込料金ご負担)

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称(漢字) NHK問題を考える奈良の

### 3. 裁判支援カンパに寄せられたメッセージ

数多くのメッセージが寄せられました。その一部を紹介します。

「優れた主張を展開し、勝訴するよう期待しています。」神戸市 浪本 勝年 様

「勝っていただかないと私もNHKに訴えられるかもしれませんので。」

和歌山市 山本 純嗣 様

「明日は我が身か?裁判頑張って勝利して下さい。」立川市 中里 康彦 様

「それにしても6人の強力弁護団とは凄いですね。」神戸市 西川 幸 様

「勝利を願って!」河合町 北田 義国 様

「ガンバロー!」生駒市 溝川 悠介 様

### \* 醍醐 聡さん(東大名誉教授・NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ共同代表) 呼びかけ

裏面:「NHKからの受信料督促に対し裁判で争うことになった市民への支援のお願い」

\*最近のご活躍

- ・NHK 靱井会長の罷免を求める運動
- ・シンポジウム「戦後70年:基地問題とジャーナリズム」開催
- ・「安保関連法案の採択不存在の確認と法案審議の続行を求める」運動
- ・「怒りのNHK包囲1,000人行動

以上

## NHK からの受信料督促に対し裁判で争うことに

なった市民への支援のお願い（醍醐 聰） 2016年1月21日

お知り合いの皆さまへ

奈良県に在住の NHK 視聴者 A さんが、NHK の放送内容と「政府が右と言う時、NHK は左とは言えない」という 靱井会長の発言に異議を持たれ、受信料の支払いを停止しておられたところ、昨年 10 月に、NHK の申し立てを受けた奈良簡易裁判所から A さんに対し、未納分の支払いを求める督促状が送られてきました。

これについて、A さんは承服できず、奈良の NHK 視聴者団体や弁護士と協議の結果、6 名の弁護士を結成して奈良地方裁判所に審理を要請されました。

NHK は奈良地裁での審理に反対したとのことですが、裁判所は A さんの主張を認め、3 月 4 日（金）10 時より、第 1 回口頭弁論が奈良地裁で行われることが決まりました。

（詳しくは添付しました奈良の会発行の「NHK 受信料裁判支援ニュース」第 1 号と講演会チラシの裏面をご覧ください。）

あろうことか靱井会長を「先頭に」放送法違反や受信料の不正使用といった非行が止まないばかりか、公正で自立した放送を通じて権力を監視するという公共放送の使命を放棄し、「アベチャンネル」と化した現在の NHK に対する A さんのいたってまっとうな意見・批判に一切応じず、視聴者の最後の抗弁の手段である受信料の一時停止を力づくで封じようとする NHK の理不尽な民事督促に引き下がるわけにはいきません。

そうした多くの視聴者の意思を代弁される A さんの裁判を皆様もぜひ支援していただきたく、  
お願いする次第です。

以上